

「滋賀県水道広域化推進プラン(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和4年10月11日(火)から令和4年11月11日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づいて、「滋賀県水道広域化推進プラン(素案)」についての意見・情報の募集を行った結果、個人・団体4者から10件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報等は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

| 項 目 | 件数 |
|--------------------|-----|
| 第1章 はじめに | 0件 |
| 第2章 県内水道の現状と将来見通し | 0件 |
| 第3章 広域化シミュレーションと効果 | 2件 |
| 第4章 今後の広域化に向けた推進方針 | 3件 |
| その他 | 5件 |
| 合 計 | 10件 |

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

| No. | 該当箇所 | ページ | 意見情報等(概要) | 意見に対する考え方 |
|-----|------------|-----|---|--|
| 1 | 第3章 3.1 | P31 | 水道施設の施設統廃合に関するシミュレーション結果について「実現性が高い施設統廃合」とあるが、具体的内容を示してほしい。 | 表13「水道施設の施設統廃合に関する経済性比較の基本条件」(P31)によりシミュレーションを実施したものであり、一定の比較条件で可能性を検討したものとなっています。 さらなる広域化の議論のなかで、10～20年後の姿を見据え、市町の意向を踏まえながら、個々の統廃合の実施の可否について、丁寧に検討を進めていく予定です。 水道広域化推進プランの後期以降に策定を予定している水道基盤強化計画において個別具体的な施設統廃合案についても示していきたいと考えています。 |

| No. | 該当箇所 | ページ | 意見情報等(概要) | 意見に対する考え方 |
|-----|--------------|-----|--|---|
| 2 | 第3章 3.2 | P32 | <p>「一定の条件のもと試算」の具体的内容を示してほしい。また、表14「19パターン」の比較表の公開を希望する。</p> <p>「経営統合時の供給単価」について、事業統合と経営統合についての結果予測をされているが、単独事業と比較して、それぞれ「何がいくら」削減できるのか、具体的に示してほしい。</p> <p>各水道事業者における一般会計からの繰入金の具体的削減額まで試算されているのか。</p> | <p>一定の条件は表14「経営統合シミュレーションの前提条件概要」(P32)にあるとおりです。</p> <p>また、19パターンの具体的内容および経営統合時と単独経営時との供給単価の比較については、施設の統廃合案と同様に一定の比較条件で可能性を検討したものであり、各水道事業者個別の経営戦略やアセットマネジメント計画等を考慮したものではありません。</p> <p>水道広域化推進プランの後期以降に策定を予定している水道基盤強化計画において、個別具体的な検討を行い、詳細な結果についても示していきたいと考えています。</p> <p>なお、一般会計の繰入金については、前提条件として、H29～R1までの平均値を将来一定と固定し試算を行っています。</p> |
| 3 | 第4章 4.1 | P33 | <p>「将来的な全県1水道を目指し・・・とあるが、下水道も併せて行うべきと考える。住民にとっては「水道料金+下水道料金」がいわゆる「水道代」である。</p> <p>「経営の一体化手法が望ましい」とあるが、根本的解決に繋がると考えているのか。「料金統一」は真に不可能なのか、将来における検討課題でよいのか疑問である。</p> | <p>御指摘いただきましたとおり、広域化を検討するにあたっては下水道事業との調整も必要になると考えます。「広域化を目指す上で検討すべき論点」(P36)に整理し、今後の検討課題としております。</p> <p>また、事業形態については、これまで各市町の水道事業者や首長等に説明していきなかも様々なご意見をいただいたところであります。</p> <p>その在り方については、他府県の事例や国の動向も踏まえつつ、今後とも慎重かつ丁寧な議論を進めていきます。</p> |
| 4 | 第4章 4.2.1 | P34 | <p>和歌山県の水道事故をうけて、予期せぬ大規模事故が生じた場合には、多数の市町等から応援が入るなど一つの水道局だけでは対応が難しいと感じた。</p> <p>水道に関しては料金に関する経営的な努力はもちろん重要だが、安心安全な水道が持続的に使用できるよう事故災害対応の強化の側面で広域化の効果を期待したいと思う。</p> <p>ゆるやかな広域化の中にも取り組みが記載されているが、災害時における他市町からの給水活動や技術支援といったことも広域連携により実現できないか。</p> | <p>事故災害対応力については、今後考えられる職員数の減少や技術継承問題について検討するなかで、広域化により強化が期待できるものと考えています。</p> <p>御指摘の給水活動について、県内外の水道事業者等により広域的に給水支援を行う体制は既に確立しており、広域連携の推進により、更に水道事業者等間の連携を強化していきます。</p> <p>また、災害発生時の技術支援については、専門的知識や技能を有する職員による滋賀県水道技術支援チームを運営し災害発生時の技術支援を行っています。</p> <p>今後、広域連携における共同研修等を通して、若手職員等への知識や技能の継承が進むことも期待されます。</p> |

| No. | 該当箇所 | ページ | 意見情報等(概要) | 意見に対する考え方 |
|-----|--------------|-----|---|---|
| 5 | 第4章 4.3.2 | P36 | 14行目以降でまとめられている論点の番号を表17へ追記してはどうか。 表17との関連性がより分かりやすくなるのではないか。 | 御意見のとおり表17(P37)を修正いたします。 |
| 6 | 参考資料5 | P42 | 現在の水道事業者等間の広域連携状態が不明である。参考資料5に現状を記載してはどうか。 又、今後の広報方法として現状の具体的な問題点と改善される(された)具体項目を明示し、進捗状況を分かりやすくして欲しい。 | 御提案いただきました意見については参考資料4(P41)で現状を記載していますので参考資料5については、原案のままとさせていただきます。 また、今後の広域連携の取組を進めるなかで、進捗状況等を協議会等へ報告を行ったのち、県のホームページ等で発信していきます。 |
| 7 | その他 | - | 上水道と下水道の請求書は同じところから送付されてくるため、同じ組織が運営されているものと考えていたが、今回のプラン素案のなかで対象とされているのは上水道のみとのことである。上水道のみを対象とした広域化を考えるのではなく、下水道もあわせた広域化を考えるほうがより大きな組織を実現することができ、経営資源の効率化が図れるのではないか。 | 御指摘いただきましたとおり、広域化を検討するにあたっては下水道事業との調整も必要になるかと考えます。「広域化を目指す上で検討すべき論点」(P36)に整理し、今後の検討課題としております。 |
| 8 | その他 | - | 広域化による経費圧縮を図るだけでなく、「水道設備を利用した副収入」や「設備更新向け投資や寄付」についての提案を公募してはどうか。 | 御指摘いただきましたとおり、広域化を検討するにあたっては経費圧縮だけでなく、歳入確保も重要だと認識しております。頂いたアイデアについては今後プランを進めていく中で検討していきたいと考えております。 |
| 9 | その他 | - | 滋賀県外の水道事業者との連携の必要性と本プランとの整合性。 京都・福井・岐阜・三重の水道事業者との連携は行わないのか。 特に災害や老朽化による不具合などの場合は県内の他事業者より県外事業者が早期に支援できる場合があるのではないか。 | まずは県内水道事業者間の連携を強化することが重要であると考えています。 全国的に広範囲にわたる大規模災害が生じた場合は、近隣ブロック府県へ、日本水道協会を通じ、応援給水や災害復旧活動等の依頼を行う体制が整えられています。 |

| No. | 該当箇所 | ページ | 意見情報等(概要) | 意見に対する考え方 |
|-----|------|-----|--|---|
| 10 | その他 | - | <p>各事業者が専用水道で貯水槽を保持している場合があるが、災害時に各専用水道の貯水槽を保持している事業者との連携を図ることで、災害時の給水の助けになるのではないかとこの提案が給水衛生検査協会の事例発表会であった。</p> <p>弊社でも水道法34条登録機関として、専用水道の管理をしているので、専用水道としての貯水槽が増えることで、維持管理と水質検査業務が増える可能性もある。貯水槽タンクの推進もしくは、現在ある貯水槽を保持している事業者との連携というところを災害時の対策としても活用できるのではないかと。</p> | <p>御提案のとおり、貯水槽を有効活用することで災害時の水の確保に寄与することが可能と考えますが、事業者との連携については今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、非常時に使用可能な状態を維持するためには、設置者による平常時の衛生管理が不可欠であることから、これまでも各市町の専用水道所管課には適切な管理について依頼をしているところです。今後も、災害対策を含めた施設の管理水準の向上を推進していきます。</p> |

*該当ページは県民政策コメントで公表した「滋賀県水道広域化推進プラン(素案)」によっています。